

随時監査(なかよし館廃止に伴う財務事務等の監査)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部等	対象とする課
こども家庭部	次世代育成課
	子育て支援課
学校教育部	教育総務課
中区役所	社会福祉課
東区役所	社会福祉課
西区役所	社会福祉課
南区役所	社会福祉課
北区役所	社会福祉課

第2 監査の期間

平成27年5月13日から同年10月26日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財務等に関する事務の執行のうち、下記の項目について、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

- (1) 業務委託に係る事務は適正に執行されているか。
- (2) 備品・消耗品等の発注事務は適正に行われているか。
- (3) 転用に伴う施設の改修工事に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 放課後児童健全育成事業に係る事務は適正に行われているか。

第4 監査の結果

監査した結果は、おおむね適正に処理されていると認められた。

第5 随時監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

北区役所

社会福祉課

豊岡なかよし館における放課後児童会への改修工事について、同一の業者に 4 件の発注がされている。4 件の契約額を合計すると 718,200 円となり 2 者以上による小額工事見積合せとすべきところ、全てを 30 万円以下の小額工事 1 者見積り又は小額工事 1 者特命として、業者が選定されている。

地方自治法では、自治体が行う契約は競争が原則であることから、契約案件を集約するなどして可能な限り競争入札をすべきである。